内閣府、デジタル庁、
○財務省、厚生労働省、令第　号
農林水産省、経済産業省

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年　月　　日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六

年内閣府、デジタル庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （金融機関等による本人確認の方法）<br>第三条　法第三条第三項、第七条第二項及び第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる預貯金者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。この場合において、同条第一項の規定による求めを行う預貯金者等が法人のときは、名称及び本店又は主たる事務所の所在地を同条第二項に規定する本人特定事項とみなす。<br>一　個人である預貯金者等　次に掲げる方法のいずれか<br>イ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち、同条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）であって、本人特定事項及び写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券にあっては、氏名、生年月日及び写真。トにおいて同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたもの（以下「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法<br>ロ　次に掲げる行為のいずれかを行うとともに、当該預貯金者等の本人確認書類に記載されている当該預貯金者等の住所に宛てて、当該預貯金者等の法第三条第一項の申出等に係る文書（以下「申出等関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法<br>(1)　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の写真付き本人確認書類（特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。）又は本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものの提示を受けること。<br>(2)　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号ハ又はホに掲げるもの（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること。<br>［削る］ | （金融機関等による本人確認の方法）<br>第三条　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類（次条各号に定める書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法<br>ロ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者等の住所に宛てて、当該預貯金者等の法第三条第一項の申出等に係る文書（以下「申出等関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法<br>［新設］<br>［新設］<br>ハ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号 |

［削る］

［削る］

ハ　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の写真付き本人確認書類（本人特定事項及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものであって、本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（法第三条第一項の申出等を行う者が次の（1）又は（2）に規定する本人確認に係る預貯金者等になりすましている疑いがある法第三条第一項の申出等又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等（その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等を含む。）による法第三条第一項の申出等を除く。）

［(1)・(2)　略］

ホ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号ニに掲げるものの送付を受け、又は金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、当該ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニ及びリにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）を受ける方法

ヘ　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の写真付き本人確認書類（本人特定事項及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト　当該預貯金者等又はその代理人等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるもの（同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り発行され、又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該預貯金者等若しくはその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者等の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（法第三条第一項の申出等を行う者が次の（1）又は（2）に規定する本人確認に係る預貯金者等になりすましている疑いがある法第三条第一項の申出等又は当該本人確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等（その代理人等が本人特定事項を偽っていた疑いがある預貯金者等を含む。）による法第三条第一項の申出等を除く。）

［(1)・(2)　同上］

チ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第三号に定めるもの（以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。）の

預貯金者等若しくはその代理人等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該預貯金者等の本人確認書類のうち同条第一号若しくは第三号に定めるもの（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該預貯金者等の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ヘ　当該預貯金者等から、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九条第一項において同じ。）のうち、当該預貯金者等の本人特定事項及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ト及び第十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ト及び第十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ト　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関等に代わって住所を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十六号に掲げる事項を当該金融機関等の本人確認書類（本人特定事項の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に金融機関等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行され、又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該預貯金者等の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の現在の住所の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該預貯金者等の本人確認書類の写し及び当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類（次項第三号に掲げる書類にあっては、当該預貯金者等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該預貯金者等の現在の住所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該預貯金者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該預貯金者等の住所（当該本人確認書類の写しに当該預貯金者等の現在の住所の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所）に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ　当該預貯金者等から、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九条第一項において同じ。）のうち、当該預貯金者等の本人特定事項及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ル及び第十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ル及び第十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ル　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（金融機関等に代わって住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十六号に掲げる事項を当該金融機関等に伝達する措置又は金融機関等に代わって住所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者等のものであることの確認を行い、並びに同項第一号及び

融機関等に伝達する措置又は金融機関等に代わって住所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者等のものであることの確認を行い、並びに同項第一号及び第五号に掲げる事項を当該金融機関等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該預貯金者等に対して、申出等関係文書を送付する方法

チ・リ　［略］

ヌ　当該預貯金者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該預貯金者等の本人特定事項の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法

ル　当該預貯金者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ルにおいて同じ。）又はその代理人等から当該預貯金者等の写真付き本人確認書類の提示（次条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代理人等からの提示を除く。）を受ける方法

ヲ　当該預貯金者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ヲ及びワにおいて同じ。）又はその代理人等から当該預貯金者等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第三号に定めるもの（同条第一号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該預貯金者等又はその代理人等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該預貯金者等の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている本人特定事項及び当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該預貯金者等の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ワ　当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等の現在の住所の記載がある本人確認書類のうち次条第一号若しくは第三号に定めるもの（以下ワにおいて単に「本人確認書類」という。）のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該預貯金者等の本人確認書類の写し及び当該預貯金者等の現在の住所の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類（同項第三号に掲げる書類にあっては、当該預貯金者等と同居する者のものを含む。）をいう。以下ワにおいて同じ。）（当該本人確認書類に当該預貯金者等の現在の住所の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該預貯金者等のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は第五号に掲げる事項を当該金融機関等に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該預貯金者等に対して、申出等関係文書を送付する方法

ヲ・ワ　［同上］

カ　当該預貯金者等から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該預貯金者等の本人特定事項の記録のあるものに限り、当該預貯金者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた法第三条第一項の申出等に関する情報の送信を受ける方法

［新設］

［新設］

は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該預貯金者等の住所（当該本人確認書類の写しに当該預貯金者等の現在の住所の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所）に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

二　法人である預貯金者等　次に掲げる方法のいずれか

［イ～ハ　略］

ニ　当該法人の代理人等から本人確認書類のうち次条第二号又は第三号に定めるもの（当該預貯金者等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の本店等に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　［略］

2　金融機関等は、前項第一号イからヘまで、ル若しくはヲ又は第二号イ若しくはニに掲げる方法により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者等の現在の住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該預貯金者等の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者等又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは当該預貯金者等の現在の住所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（同項第一号ハからヘまで又はヲに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者である当該預貯金者等の本人確認を行う場合又は同項第二号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該預貯金者等の本人確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し）の送付を受けることにより、当該預貯金者等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、ホ若しくはヲ又は第二号ニに規定する申出等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～五　略］

3　金融機関等は、第一項第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、当該預貯金者等の本店等に代えて、当該預貯金者等の代理人等から、当該預貯金者等の営業所であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは補完書類（当該場所が外国に所在し、かつ、当該預貯金者等が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、当該本人確認書類若しくは補完

---

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　当該法人の代理人等から本人確認書類のうち次条第二号若しくは第三号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の本店等に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　［同上］

2　金融機関等は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第二号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第一号ニに掲げる方法にあっては当該預貯金者等の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者等の現在の住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該預貯金者等の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者等又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者等の現在の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ若しくはチ又は第二号ニに規定する申出等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者等の住所又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～五　同上］

3　金融機関等は、第一項第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、当該預貯金者等の本店等に代えて、当該預貯金者等の代理人等から、当該預貯金者等の営業所であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

4　金融機関等は、第一項第一号ロ、ホ、ヲ若しくはワ又は第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合にあっては、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

［二・三　略］

（本人確認書類）

第四条　前条第一項（第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある同号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第三号に定める本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　個人（第三号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者をいう。）が所持するもので、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第二十八条第二項各号に定める期間に限る。ハにおいて同じ。）、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（以下この号において単に「個人番号カード」という。）（当該個人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に

4　金融機関等は、第一項第一号ロ、チ若しくはリ又は第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該預貯金者等の住所又は本店等に赴いて当該預貯金者等（法人である場合にあっては、その代理人等）に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

［二・三　同上］

（本人確認書類）

第四条　前条第一項（第六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある同号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類（法第三条第一項の申出等を行うための申出書又は申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　［同上］

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者をいう。）が所持するもので、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第二十八条第二項各号に定める期間に限る。ハにおいて同じ。）、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（以下この号において単に「個人番号カード」という。）若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該個人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）

ロ　［略］

ハ　在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）又は精神障害者保健福祉手帳（当該個人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されているもので、同令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該個人の本人特定事項の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ　［略］

［二・三　略］

（代理人等の本人確認の方法）

第六条　第二条の規定による代理人等の本人確認の方法については、第三条第一項（第一号に係する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（同条第三項の規定により交付されたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に限る。）（当該個人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該個人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）

ロ　［同上］

ハ　在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書若しくは個人番号カード（イに掲げるものを除く。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該個人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）の施行の際現に交付されているもので、同令附則第六条第一項の規定により、同項に規定する書類とみなされる間に限る。）、児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該個人の本人特定事項の記載があるものに限る。）又は法第三条第一項の申出等を行うための申出書若しくは申請書に預貯金者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ホ　［同上］

［二・三　同上］

（代理人等の本人確認の方法）

第六条　［同上］

る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第三条第一項第一号イ | 当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等 | 当該代理人等から当該代理人等 |
| ［削る］ | | |
| 第三条第一項第一号ロ | 当該預貯金者等の本人確認書類 | 当該代理人等の本人確認書類 |
| | 当該預貯金者等の住所 | 当該代理人等の住所 |
| | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の写真付き本人確認書類 | 当該代理人等の写真付き本人確認書類 |
| 第三条第一項第一号ハ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |

| | | |
|---|---|---|
| 第三条第一項第一号イ | 当該預貯金者等又はその代理人等から当該預貯金者等 | 当該代理人等から当該代理人等 |
| | 提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代理人等からの提示を除く。） | 提示 |
| 第三条第一項第一号ロ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の本人確認書類 | 当該代理人等の本人確認書類 |
| | 次条第一号イ | 次条第一号イ及びロ |
| | 提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。） | 提示 |
| | 当該預貯金者等の住所 | 当該代理人等の住所 |
| 第三条第一項第一号ハ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の | 当該代理人等の |
| | 同号ロ、ニ | 同号ニ |
| | 提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。） | 提示 |
| ［新設］ | | |
| 第三条第一項第一号ニからヘまで及びチ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の | 当該代理人等の |

| | | |
|---|---|---|
| 第三条第一項第一号ニ | 当該預貯金者等の当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等の当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の預貯金者等に | 当該代理人等の代理人等に |
| | 預貯金者等（ | 代理人等（ |
| | 預貯金者等を | 代理人等を |
| | 当該預貯金者等しか | 当該代理人等しか |
| | 当該預貯金者等が預貯金者等と | 当該代理人等が代理人等と |
| 第三条第一項第一号ホ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の当該預貯金者等若しくはその代理人等 | 当該代理人等の当該代理人等 |
| 第三条第一項第一号ヘ、チ及びヌ | 当該預貯金者等から当該預貯金者等の | 当該代理人等から当該代理人等の |
| 第三条第一項第一号ト | 当該預貯金者等の当該預貯金者等に | 当該代理人等の当該代理人等に |
| 第三条第一項第一号リ | 当該預貯金者等から | 当該代理人等から |
| 第三条第一項第一号ル | 当該預貯金者等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ルにおいて同じ。）又はその代理人等から当該預貯金者等提示（次条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代理人等からの提示を除く。） | 当該代理人等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者に限る。以下ルにおいて同じ。）から当該代理人等提示 |
| 第三条第一項第一号ヲ | 当該預貯金者等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ヲ及びワにおいて同 | 当該代理人等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下ヲ及びワにおいて同 |

| | | |
|---|---|---|
| 第三条第一項第一号ト | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の当該預貯金者等若しくはその代理人等 | 当該代理人等の当該代理人等 |
| | 預貯金者等に | 代理人等に |
| | 預貯金者等（ | 代理人等（ |
| | 預貯金者等を | 代理人等を |
| | 当該預貯金者等しか | 当該代理人等しか |
| | 当該預貯金者等が預貯金者等と | 当該代理人等が代理人等と |
| 第三条第一項第一号リ | 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| | 当該預貯金者等の当該預貯金者等と | 当該代理人等の当該代理人等と |
| 第三条第一項第一号ヌからカまで | 当該預貯金者等 | 当該代理人等 |
| ［新設］ | | |
| ［新設］ | | |
| ［新設］ | | |

| | |
|---|---|
| 同じ。）又はその代理人等 | じ。） |
| 当該預貯金者等の | 当該代理人等の |
| 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| 第三条第一項第一号ワ | |
| 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| 当該預貯金者等の | 当該代理人等の |
| 当該預貯金者等と | 当該代理人等と |
| 第三条第二項各号列記以外の部分 | |
| 当該預貯金者等の現在 | 当該代理人等の現在 |
| 当該預貯金者等又はその代理人等 | 当該代理人等 |
| 当該預貯金者等の本人確認書類 | 当該代理人等の本人確認書類 |
| 国外転出者である当該預貯金者等 | 国外転出者である当該代理人等 |
| 場合又は同項第二号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該預貯金者等の本人確認を行う場合 | 場合 |
| 当該預貯金者等の住所 | 当該代理人等の住所 |

［略］

2　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、法人である預貯金者等から法第八条第一項の規定による求めを受けるに際しては、当該法人の代理人等（住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から当該代理人等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代理人等の現在の住所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代理人等の現在の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより第二条の規定による本人確認を行うことができる。

3　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、ホ、ト、ヲ若しくはワに掲げる方法又は前項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、当該代理人等の住所に代えて、当該代理人等から、当該代理人等に係る預貯金者等（国等（人格のない社団又は財団、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十四条第四号に掲げるもの及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該預貯

［新設］

［同上］

2　前項の規定にかかわらず、金融機関等は、法人である預貯金者等から法第八条第一項の規定による求めを受けるに際しては、当該法人の代理人等から当該代理人等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代理人等の現在の住所の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代理人等の現在の住所に宛てて、申出等関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することにより第二条の規定による本人確認を行うことができる。

3　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはルに掲げる方法又は前項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、当該代理人等の住所に代えて、当該代理人等から、当該代理人等に係る預貯金者等（国等（人格のない社団又は財団、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十四条第四号に掲げるもの及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代理人等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該預貯金者等

金者等若しくは当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

4　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、ホ、ヲ若しくはワに掲げる方法又は第二項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

［二・三　略］

5　［略］

（確認記録の作成方法）

第九条　確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからヲまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヲまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ホに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

［削る］

［削る］

イ　第三条第一項第一号ハ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報又はその写し

ロ　第三条第一項第一号ニ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又はその写し

ハ　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報若しくはその写し

［削る］

ニ　第三条第一項第一号ヘ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

若しくは当該代理人等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて申出等関係文書を送付することができる。

4　金融機関等は、第一項の規定により読み替えて準用する第三条第一項第一号ロ、チ若しくはリに掲げる方法又は第二項に規定する方法により本人確認を行う場合においては、申出等関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該金融機関等の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代理人等の住所に赴いて当該代理人等に申出等関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

［二・三　同上］

5　［同上］

（確認記録の作成方法）

第九条　［同上］

一　［同上］

二　次のイからワまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからワまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（チに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　第三条第一項第一号ニ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ロ　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第三条第一項第一号ヘ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報又はその写し

ニ　第三条第一項第一号ト（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又はその写し

ホ　第三条第一項第一号チ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ　第三条第一項第一号リ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第六条第二項の規定により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト　第三条第一項第一号ヌ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ホ　第三条第一項第一号チからヌまで（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）又は第二号ホに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ヘ　第三条第一項第一号ヲ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ト　第三条第一項第一号ワ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第六条第二項の規定により本人確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

チ～ヲ　［略］

2　［略］

（確認記録の記録事項）

第十条　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第三条第一項第一号ホ又はヲ（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付

五　［略］

六　第三条第一項第一号ロ、ホ、ト、ヲ若しくはワ（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第六条第二項の規定により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が申出等関係文書を送付した日付

［削る］

七　第三条第一項第一号ハ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第三条第一項第一号ニ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付及び同号ニ⑴又は⑵に掲げる行為を行った日付

九　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付

チ　第三条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）又は第二号ホに掲げる方法により本人確認を行ったとき　当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

［新設］

ヲ～ワ　［同上］

2　［同上］

（確認記録の記録事項）

第十条　［同上］

四　預貯金者等又は代理人等の本人確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付

五　［同上］

六　第三条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはル（これらの規定を第六条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる方法にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第六条第二項の規定により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が申出等関係文書を送付した日付

七　第三条第一項第一号ホ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

八　第三条第一項第一号ヘ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受けた日付

九　第三条第一項第一号ト（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報の送信を受けた日付及び同号ト⑴又は⑵に掲げる行為を行った日付

十　第三条第一項第一号チ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された本人特定事項の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受

| | |
|---|---|
| 十 | 第三条第一項第一号ヲ（第六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により預貯金者等又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関等が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付<br>［十一～二十二　略］<br>［２・３　略］ | けた日付<br>［新設］<br>［十一～二十二　同上］<br>［２・３　同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附　則

この命令は、令和九年四月一日から施行する。